

米生産回復支援事業実施要領

制 定 令和7年12月23日 7農産第1083号 農林水産部長通知

第1 趣 旨

知事は、高温及び渇水の被害を受けた水稻生産者の経営安定を図るため、水稻の収量・品質向上に資する土壤改良に取り組む生産者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、対象品目、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助要件、補助率及び補助上限額、提出様式等は、別表1のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請

補助対象事業者は、規則第5条の規定により、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 交付決定

知事は、1の交付申請書の内容を精査し、適当と認めたときは、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で規則第6条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。

3 補助事業の変更等の承認

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、あらかじめ別記第2号様式による変更等申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 補助事業者を構成する者の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は2割を超える減
- (4) 事業内容の追加又は変更

4 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月6日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により、別記第3号様式による補助金実績報告書を知事に提出するものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定のあった年度の2月末日までとする。

第5 書類の提出

- 1 この要領に基づき知事に提出する書類は、補助対象事業者の主たる事業実施区域が所在する市町村の長を経由するものとする。
- 2 市町村の長は、1の書類の提出があったときは、当該市町村を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、知事）に提出するものとする。

第6 その他

規則及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和7年12月23日から施行し、令和7年4月1日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

【別表1】

補助対象事業	令和7年水稻栽培において、高温及び渴水の被害の影響を受けた農業者の経営安定を図るために、令和8年産水稻の収量・品質維持に資する肥料及び土壤改良資材の導入に必要な経費の補助を行う。						
対象品目	水稻（稻WCSは除く。）						
補助対象経費	令和7年産水稻栽培において、高温及び渴水の被害を受けたほ場で使用する次に掲げる経費 1 肥料及び土壤改良資材の導入に必要な経費 2 その他知事が必要と認めるもの (令和8年産対象品目の作付時に使用し、かつ令和7年4月1日から令和8年2月28日までに納品されたものに限る。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。)						
補助対象事業者	京都府内に主な生産・経営基盤を持つ農業経営体のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者 1 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業経営体であること。 2 農業保険制度（水稻共済又は収入保険）に加入済みであること。						
補助要件	次の1から3までに掲げる要件の全てを満たしていること。 1 令和7年産の水稻栽培において、高温及び渴水により被害を受けたほ場が、次に掲げるいずれかの被害を受けていることが確認できること。 (1) 水稻共済加入者にあっては、損害評価において半損以上の被害と認定されていること。 (2) 収入保険加入者にあっては、被害を受けたとするほ場の反収が、別表2に定める各市町村の基準収穫量と比較して1/2以下となっていること。 2 京都府が実施する他の事業と重複申請とならないこと。 3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。						
補助率及び補助上限等	1 補助率 1/2以内 2 補助上限額 高温及び渴水の被害を受けた令和7年産水稻栽培面積10a当たり10千円 3 その他 (1) 本事業における交付申請の総額が予算額の上限に達した場合は、予算額に応じて按分した補助金を交付する。 (2) 当該年度に市町村等において実施されている補助事業と併用する場合、補助金の額は、補助対象経費から市町村等が交付する補助金の額を控除した額又は2に掲げる補助額のいずれか低い額とする。						
提出様式	補助対象事業者又は、補助事業者が事業実施に当たり提出する書類は下表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>交付申請</td> <td>別記第1号様式（交付申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類</td> </tr> <tr> <td>変更承認申請 廃止承認申請</td> <td>別記第2号様式（変更等申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類</td> </tr> <tr> <td>実績報告</td> <td>別記第3号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） その他必要な添付書類</td> </tr> </table>	交付申請	別記第1号様式（交付申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類	変更承認申請 廃止承認申請	別記第2号様式（変更等申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類	実績報告	別記第3号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） その他必要な添付書類
交付申請	別記第1号様式（交付申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類						
変更承認申請 廃止承認申請	別記第2号様式（変更等申請書） 別紙1（事業計画書） その他必要な添付書類						
実績報告	別記第3号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） その他必要な添付書類						

【別表2】

市町村名	基準収穫量 (kg/10a)
京都市	503
福知山市	483
舞鶴市	477
綾部市	493
宇治市	531
宮津市	487
亀岡市	550
城陽市	530
向日市	510
長岡京市	511
八幡市	536
京田辺市	526
京丹後市	503
南丹市	517
木津川市	529
大山崎町	509
久御山町	535
井手町	514
宇治田原町	523
笠置町	495
和束町	503
精華町	534
南山城村	492
京丹波町	489
伊根町	472
与謝野町	499